## 2021 年度 事業報告書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

## 1. 事業の成果

- ・引き続くコロナ禍において、活動の制限は余儀なくされましたが、オンラインシステムを利用しての会議や研修会等の活動を行いました。
- ・在宅、リモートでの生活が日常化するなか、ネット関連の消費者被害が後を絶ちません。これまで高齢者の見守りを担う方を重点に配信してきたメールマガジンを、広く 一般の方にも必要な情報を掲載し、配信を継続しています。

## (1) 差止請求関係事業

- ・前年度から継続案件である看護学校の学則について、改善が図られ終了。新規ではスポーツジムと水回り修理の事業者に対して申入れを行いました。振袖レンタルの事業者へは、質問書でのやり取りで、解約条項の改善を果たしました。
- ・差止関係業務の対象となる情報提供は20件程度ですが、「注文した覚えのない商品が届いた。どうすればいいか」との問合せ電話が多数あり、対処法や消費生活センターへ連絡することなどをアドバイスしました。
- ・特定適格消費者団体を目指す取り組みでは、特定認定プロジェクト会議を 5 回開催 し、課題の整理や規定案の検討を行いました。

#### (2) 調査研究支援事業

- ・広島県の受託事業として、消費生活相談員さんを対象にした相談技術高度化研修(4 テーマ)と相談検索コンテンツ監修業務(4 回)を行いました。高度化研修は基本ハイブリッド開催で実施し、県内70名の相談員さんの知識と相談技術の向上に貢献しました。 ※うち1テーマはオンラインのみの開催。
- ・監修事業では、4回計30事例について検討監修を行い、相談事例に対するアドバイス や語句の解説について、法的な視点や消費者の立場から加筆・修正しました。

#### (3) 啓発事業

・団体会員の役職員を対象にした学習会で、消費者団体訴訟制度や適格団体の役割、最 近の消費者トラブル事例について解説しました。

## (4) 出版・広報事業

- ・メールマガジンを高齢者の見守りだけでなく、一般の方にも必要な情報を提供するよう内容を一新し配信しました。※隔週配信に変更
- ・ふくろうニュースを、7月と1月の年2回発行しました。

#### (5) ネットワーク事業

- ・他団体とのネットワーク、連携では、9月と3月に開催した適格団体連絡協議会へ参加し、各団体の取り組みを共有しました。
- ・県の消費生活課との懇談を持ち、今後の連携について意見交換しました。

## (6) 組織、財政基盤の強化

・新規会員を8名迎えましたが、退会や会費未納の方もあり、会費収入は前年減です。

# 2. 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

		実施日	77 14 1 1 A	xII & *
		<b>夫</b> 旭口	受益対象	事業費の金
事業名	具体的な事業内容	実施場所	者の範	額(円)
		従事者の人	囲、人数	
		数		
① 各 種 消	(1) 消費生活相談技術高度化研修(委託事	(1)	(1)	
費者問題	業)	① 6/30 ~	県内の消	
の調査・研し	①インターネット通販に関する消費者トラ	7/2、2名	費生活相	
究・救済・	ブル 講師 原田 由里さん	② 8/25 ∼	談員等	
支援事業 (	②キャッシュレス決済に関する消費者トラ	27、1名	①70名	1, 509, 184
	ブル 講師 山本 正行さん	$310/27 \sim$	②68名	
	③情報セキュリティの脅威	29、2名	③68名	
	講師 加賀谷 伸一郎さん	④ 12/15 ~	④67名	
	特殊詐欺の現状と対策	17、2名		
	講師 大北 雅史さん	①34広島		
	④消費生活相談に必要な法知識	弁護士会館		
	講師 清水 正之さん	会議室及び		
		広島 YMCA 会	(2)	
	(2) 相談事例検索コンテンツ監修事業(委託	議室	不特定多	
-	事業)	②Web 開催	数	
	今年度4回、計31事例について実施。	(2)		
	①7 事例についてのアドバイスや解説を、法	①9/8、4名		
	的な視点で問題がないか、消費者から見て	<b>2</b> 10/20,		
	分かり易いか、内容を監修しました。	4名		
	②8 事例について、同様に検討、監修しまし	③1/18、4名		
	た。	④3/18、4名		
	③6 事例について、同様に実施。	いずれも当		
	④10 事例について、同様に実施。	団体事務所		
② 各 種 消	(1) 意見書の提出			
費者問題	・実施しなかった			0
に関する				
社会制度				
の改善へ				

の提言事				
業				
③ 各 種 消	   (1)  講演会、講座等の実施	(1)	①会員を	
費者問題	①総会記念講演	(1)6/19	中心に50	
の啓発に		広島弁護士	· · · · ·   · · · · · · · · · · · · ·	0
関する講	ブル  講師 原田 由里 さん	会館会議室	②参加者	
演会・講	②生協ひろしま くらし委員会学習会	3名	6名	
座•研究発	-   「消費者団体訴訟制度と消費者ネット広島」	210/19		
表会等の	講師 佐藤 第一郎	第 7 ウエノ		
企画・運営		ヤビル会議		
事業		   室		
		1名		
④ 各 種 消	(1) メルマガ配信及びウェブサイト掲載	(1)4/19 ~	(1)民生	
費者問題	・隔週で 26 回配信	3/28、2名	委員等	
に関する	(2) ふくろうニュース発行	(2)7/26 ,	1556名	409, 830
出版・広	<ul><li>年2回発行</li></ul>	1/20、5名	(2) 会員	
報•情報提	(3) 「年頭所感」の寄稿	(3) 12/22	他不特定	
供事業	・日本消費経済新聞の新年号に、理事長が「年	2名	多数	
	頭所感」を寄稿しました	いずれも当	(3) 不特	
		団体事務所	定多数	
⑤消費者	(1) 適格消費者団体連絡協議会	(1)	(1)	
団体・関係	⇒オンライン開催	19/4	①適格消	
諸機関と	・全国の適格団体と消費者庁がつどい、差止	②3/12	費者団	0
のネット	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	いずれも	体、行政	
ワーク事	<b>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </b>	Web 開催	160名	
業	・3月の協議会では、事前にプレ企画実施	①理事、事	②適格消	
	(2) 広島県消費者団体連絡協議会	務局6名	費者団	
	①総会(書面議決開催)	②理事、事	体、行政	
	②2021 消費者のつどい	務局6名	150名	
	(3) 広島県生命保険協会意見交換会	(2)	(2) ①県	
	⇒文書交流のみ	18/19	内の9消	
	(4) 広島県消費生活課との意見交換	広島県生協	費者団体	
	・団体の活動概要と情報提供に関する意見交	連事務所	②消費者	
	換の実施	211/17	団体会員	
		県民文化 C	100名、広	
		サテライト	島県	
		キャンパス	(3) 生命	
		2名	保険協会	

		(3)9/29	(4) 県消	
		(4) 3/8	費生活課	
		消費生活課	3名	
		会議室	0 /⊔	
		4名		
⑦差止請		(1)	(1) 不特	
水権を行	・消費者からの情報提供をもとに、事業者へ		定多数	
使する事	の申入れ等の法的検討を行いました。 年	11名	~ 9 9X	9, 198
業ならび	11 回開催	25/21	(2) 不特	0, 100
に差止請	(2) 差止請求訴訟、申入れ等	10名	定多数	
水権の行	・前年度からの継続案件を含め、4事業者に	36/22		
使に必要	質問書や申入書を送付。2事業者で一定改	10名		
な情報の		<b>4</b> 7/26		
収集と、差	<ul><li>・スポーツジムの退会手続きが、来所のみに</li></ul>	9名		
止め請求	制限されている条項について、改善を申し	<b>⑤</b> 9/3		
権の行使	入れました。	9名		
に関する		<b>6</b> 10/7		
情報の提	   ①看護専門学校に終了通知送付	11名		
供を行な	4月に入学したが病気のため2日で退学を	711/11		
う事業	申し入れたところ、「1年間の授業料を支払わ	8名		
	ないと退学を認めない」と言われたとの情報	<b>®</b> 12/22		
	を受け、当該看護専門学校の「学則等」の条	11名		
	項について検討。実際の運用について質問し	91/26		
	ても抽象的な対応になっており、退学にあた	11名		
	り不当に高い金額にならないよう、また退学	(10)2/25		
	の自由を不当に制限することがないよう改	10名		
	善を求める申入れ(2021年1月14日)をして	113/23		
	いましたが、退学願いを受理し、年度末まで	9名		
	に学費未納の場合は除籍したものと扱うと	いずれも当		
	改訂するとの回答を受理(2/18)、その後同年	団体事務所		
	4/1 改訂学則が施行したとの回答を受理	(2)		
	(5/14)	①5/30		
	⇒5/30 一定の改善が図られたため終了通	12名		
	知を送付	24/21		
		12名		
	②水まわり水道屋さん 24H に申入書送付	3 9/24 、		
	トイレが詰まり、ネットで検索すると当該	11/22		
	事業者の広告が上位に表示され、「基本料金	12名		

500 円~ すぐ駆けつける」という広告に惹かれて連絡。その後、工事業者から連絡があり自宅に来るも、広告の料金とかけ離れた高額な修理代金(40万円)を請求。交渉して3万円で業者が了承したので工事をしたが、修理後の請求額は7万5千円だった。(実際に支払ったのは7万4千円)との情報を入手。

4/21 ネット広告の事業者に対し、消費者の誤解を招く広告の表示を行わないように申入れをしたが、その後相手からの回答もなく、広告事業者の代表者名や事務所所在地が変わっていた。数日後、ネットから広告自体も削除されていた。また、広島県も条例に基づき、事業者名を公表し注意喚起がされた。

# ③貸衣装スタジオココロフル(フジカラー広島中央) に質問書送付、一定改善され終了

成人式の振袖レンタルのため店舗に出向 いたが、欲しいものがなく店員に予算を伝 え、後日予約して来店。前回とは違う店員が 対応し、予算も把握せずに店の都合ばかり で、こちらの意向に応ぜず、時間も4時間半 もかかり、帰りたい一心で全額現金で支払い 契約した。その後、対応に不満で解約しよう と思い契約書を見ると、30%から50%のキャ ンセル料が掛かりそうだが契約日より5日目 で納得いかないとセンターに相談。結果的に は交渉して解約料なしで決着したが、成人式 より1年前まで30%、8日前から1年以内は 50%のキャンセル料が記載された契約書面に なっていた。 ※この事業者とは 2017 年に 交渉した経緯があり、一定改善が図られ終了 した。

予約金を払って1週間後の解約の場合は予約金を返金するが、1週間以内に全額払って「本契約」になると解約料が発生しクーリング・オフの期間が無意味になる。キャンセル時期による区分の見直しを検討できないか、

④11/112名いずれも当団体事務所

質問書を送付(9/24)

10/29 回答書受理

⇒11/22 1週間以内は全額返金、1年以内の キャンセル料区分も見直しがされ一定の改 善があり、今後も注視することを申し入れて 終了することにし、終了通知を送付。

## ④スポーツジム株式会社ゼクシスに申入書 送付

転勤のため解約手続きの件で連絡したら、「来所しないと解約手続きはできない」と言われた。代理可と利用規約には書いてあるが、「転勤で来所できない」と言うも受け付けてくれない。このような会則に問題はないか、との情報にもとに検討。

- ・本人の意思確認をする方法として、来所の みに限定する規定は、消費者の権利を制限ま たは義務を加重する契約条項で、消費者契約 法 10 条に違反する恐れがないか質問書を送 付。
- ・当該事業者から、本人と退会の意思を確認するために必要で、類似のスポーツジムでも採用されており、一般的な対応と認識。会員に不利益との指摘は承服できないとの回答を受理。

## 11/1 申入書送付

本人の意思確認をする方法、手続きの安全性・確実性を担保する方法として、直接対面の手続きしかないとは言えず、消費者の不利益となる影響は無視できない。他店での手続きも認めるなどの例外的な対応も可能であり、あらためて規定の見直しを求める申入れを行った。

## 11/30 回答書受理

退会手続きは双方にとって極めて重要な 手続きであり、確認した内容を客観的な記録 として保管管理できるようにすることが必

	1	ı
要不可欠。電話やメールでは本人の意思によ		
るものか否かの確認が困難。		
入会手続きの際にも説明しており、認識して		
もらっている。他社でも採用している一般的		
な内容であり、特別な負担をお願いしている		
訳でもない。		
やむを得ない事情があると判断した場合		
は、個別例外的に柔軟な運用を行っていく。		
加えて、業界団体や関係省庁との折衝をして		
いただく必要がある事項ではないか、との意		
見もあわせた回答。		
⇒入会に比べ退会時に労力を加重する内容		
であり、急に退会しなければいけない事情が		
ある場合、消費者に不利益を生じ硬直的な規		
程で、やはり不当な内容。差止請求も視野に		
いれ、検討継続に。		

# 3. 機関会議の開催状況

会議名	主な審議事項	日時	出席状況
		場所	
(1) 第19回	第1号議案 2020 年度事業報告及び活動決算承認の	6/19	実出席 17
定時総会	件 満場一致で承認	広島弁護	名、書面82
	第2号議案 2021年度事業計画及び活動予算決定の	士会館 2F	名、委任9
	件 満場一致で承認	会議室	名
	第3号議案 役員選任の件 満場一致で承認		計 108 名
(2) 理事会	①第1回理事会	①4/26	理事 15 名
	・水まわり修理屋さん 24h に対する申入れについて	25/28	中
	・第 19 回定時総会について	36/19	①14名
	②第2回理事会	<b>4</b> 7/13	②14名
	<ul><li>看護専門学校への終了通知送付の件</li></ul>	⑤8/20	③15名
	・第 19 回定時総会について	69/22	④14名
	③第3回理事会(総会時)	7010/22	⑤13名
	・理事長及び副理事長の互選	<b>®</b> 11/19	⑨13名
	④第4回理事会	91/12	⑦14名
	・ふくろうニュースの発行について	<u> 10</u> 2/16	⑧12名
	⑤第5回理事会	いずれも	915名
	・適格消費者団体連絡協議会参加の件	当法人事	⑩15名

	野原本来のチロ辺山の川	マケニト	
	・監修事業の委員選出の件	務所 	
	⑥第6回理事会		
	・貸衣装事業者への質問書送付について		
	⑦第7回理事会		
	・株式会社ゼクシスへの申入書送付について		
	⑧第8回理事会		
	・貸衣装事業者へ終了通知送付の件		
	・年末年始の事務局休業について		
	・ふくろうニュース発行について		
	⑨第9回理事会		
	・第20回定時総会について		
	・監修事業(3回目)について		
	・第 13 回親子法律教室(広島司法書士会主催)		
	後援依頼について		
	⑩第 10 回理事会		
	・第20回定時総会記念行事について		
	・広島県消費生活課との懇談について		
(3)特定適格	・被害回復制度を担う特定適格消費者団体の認定を	①4/22	①8 名
消費者団体	目指し、申請に必要な課題等について検討、協議し	27/5	②6名
認定 PJ 会議	ました。	39/15	③8 名
		<b>4</b> 12/9	④7名
		<b>⑤</b> 2/10	⑤7名
		いずれも	他事務局
		当法人事	毎回参加
		務所	
(4) 監事監	2020 年度の業務及び会計帳簿について監査しまし	4/28	監事2名
査	た。	当法人事	事務局 1
		務所	名
(5) 消費者	・差止請求業務その他の業務が、消費者契約法に従	6/18	調査実施
契約法第 31	い適正に遂行されているか、また帳簿等その他の	当法人事	者1名
条に基づく	書類確認と保管状況について確認しました。	務所	事務局 1
調査			名
	I		I